

社協だより

第46号

伊勢市社会福祉協議会 (☎②8610、FAX②8617)

メールアドレス iseshakyo-honsyo@mie.email.ne.jp
ホームページ http://www.mmjp.or.jp/iseshakyo/

災害救援物資の配布状況 (平成 24 年度)

災害発生件数	配布数		
	毛布	タオルケット	緊急セット
全焼 2件	3枚	—	2個
半焼 3件	6枚	2枚	3個
床上浸水 1件	—	—	1個

講習会の開催状況 (平成 24 年度)

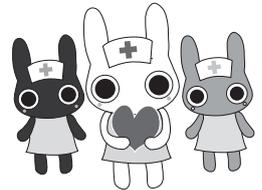
種類	回数
救急(AED)講習会	29回
健康生活支援講習会	4回
災害時の高齢者支援講習会	10回
幼児安全法支援短期講習会	3回
ボランティアと心のケア	1回

赤十字活動資金にご協力お願いします
今年も5月1日から、日本赤十字社員増強運動が展開されます。
日本赤十字社では、災害救護、国際活動、医療活動、看護師養成、血液事業、奉仕団活動、青少年赤十字活動などを行っています。伊勢市地区では、火災や水害などの災害による被災者へ配布する災害救援物資の備蓄や、各種講習会の開催をしています。(左表参照)
このような事業は、皆さまからご協力いただいている資金で行われています。赤十字活動の趣旨をご理解いただき、今年もご協力をお願いします。

平成25年度赤十字講習会のお知らせ

15歳以上の健康な人を対象に、下表のとおり講習会および研修会を開催します。受講料は無料ですが、教材費が必要となります。

問い合わせ先 日本赤十字社三重県支部 (☎059・227・4145、FAX059・227・6245)



平成 25 年度赤十字講習会

講習名・研修名	とき	ところ
救急法救急員養成講習会	5月26日(日)・6月1日(土)・2日(日)、9:00～17:00	伊勢赤十字病院
幼児安全法支援員養成講習会	6月2日(日)・8日(土)・9日(日)、10:00～15:00	伊勢赤十字老人保健施設「虹の苑」
健康生活支援員養成講習会	9月7日(土)・8日(日)・14日(土)、10:00～15:00	伊勢赤十字老人保健施設「虹の苑」
資格継続研修会 (救急法救急員)	5月25日(土)、13:00～17:00	伊勢赤十字病院
資格継続研修会 (水上安全法救急員)	6月2日(日)、13:00～17:00	伊勢スイミングスクール

問い合わせ先

社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

- 本所 御園町長屋2767 (☎②8610、FAX②8617)
- 伊勢支所 八日市場町13-1 (☎②72425、FAX②72412)
- 二見支所 二見町茶屋456-2 (☎④35551、FAX④34427)
- 小俣支所 小俣町元町536 (☎②70509、FAX②70570)
- 御園支所 御園町長屋2767 (☎②6617、FAX②6604)

匿名様：布地蔵、大倉つぐいす台
お返し：ゴキブリ団子5パック

【寄附をいただいた皆さま】
ありがとうございます
平成25年2月15日～3月15日

市民による福祉活動事業に助成
住民グループなどが展開する、地域の課題解決や福祉のまちづくりの推進を目的とした先駆的・モデル的な活動に対し、事業費の一部を助成します。
助成金額 10万円(上限)
申し込み 6月3日(月)～28日(金)に、社会福祉協議会本所地域福祉課へ※プレゼンテーションにより助成を決定します。

地域福祉活動計画
推進事業(社協会費)

ふれあい・いきいきサロン 会食会 活動紹介

通町会食会

毎月第2火曜日に開催しています。おしゃべりを楽しんだり、元看護師による健康相談を行ったり、お花見には五十鈴公園へ出掛けてお弁当を囲みます♪



<主な活動場所>
通町公民館

仲よし会

毎月第2木曜日に活動しています。グラウンドゴルフやカラオケ・健康体操など、さまざまなレクリエーションを行い、皆さん生き生きと活動しています。



<主な活動場所>
小川公民館

西いきいき会

毎月第1日曜日に開催しています。皆さん元気で仲良く、ボランティアの指導による体操で健康な体づくりに励んでいます。



<主な活動場所>
西コミュニティセンター

小町の会

主に毎月第2水曜日に活動しています。旬の食材を使っておやつを作っています。おやつを食べた後は、脳トレや体操などを行っています。



<主な活動場所>
中島小川町公民館

赤い羽根共同募金配分金の申請を受け付けます

対象施設・団体

- 社会福祉法第2条第2項または第3項(第13号を除く)に規定する施設
- 更正保護事業法に規定する更正保護法人
- その他、社会福祉法人三重県共同募金会が特に必要と認めた施設および団体

配分対象事業 社会福祉の先駆的開拓的の事業および地域住民の福祉向上を図るための事業

配分額 事業費の4分の3(上限額は下表のとおり)

申請方法 5月1日(水)~31日(金)に、社会福祉協議会へ

配分額上限額

申請区分	施設	障がい者 小規模作業所	団体	県域団体
工事	50万円	50万円	50万円	50万円
備品	30万円	30万円	30万円	30万円
その他の事業	30万円	15万円	30万円	50万円



公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団が実施する 社会福祉公益補助事業による助成団体も公募

対象団体 社会福祉法人、民法第34条に規定する法人、社会福祉事業を行っているNPO法人

対象事業 施設の拡充または改築、備品の購入、車両の購入など

助成限度額 対象事業費の4分の3

申込期間 5月1日(水)~31日(金)(当日消印有効)

問い合わせ先 三重県共同募金会(☎059・226・2605、FAX059・221・0044)